

27. 環境保全活動の基本（公私混同の薦め）

A BASIC THOUGHT FOR ENVIRONMENTAL CONSERVATION
(AN IDEA OF THE MIXING UP OF PUBLIC AND PRIVATE MATTERS)

地球環境と地域水環境に関する研究小委員会*

石川 忠 晴**

Tadaharu ISHIKAWA

ABSTRACT; The following ideas are theoretically described: Public matters are not strictly separated from private matters in practical life although they are legally (or doctrinally) thought to be separated in modern society: The social environment is formed not only by legally public matters but also by public factors which legally private matters contain: A steady movement of conserving the social environment usually originates from a sense that even private properties play some public roles in the environment: An environmental education which promote the sense is required in order to develop a social basis for environmental conservation.

KEY WORDS; public matters and private matters, social basis for environmental conservation, environmental education.

1. はじめに

建設省が最近発表した「環境政策大綱」という文章の前文に、所管事業における「環境の内部目的化」という言葉が記されている。その具体的な意味はあまり明確でないで、人によって受け取り方が違うかもしれない。しかし私は”勝手に”次のように解釈している。すなわち「公共事業を、個々の施設を造るだけの事業ではなく、総体として社会環境を整えていくための事業として位置づける」。このような発想の転換は、公共施設の整合性を高め、全体として社会環境の質の向上をもたらすものと評価できる。

しかしまた、環境を整える仕事は公共事業だけに限られるものではない。それは元来、社会全体の仕事であり、還元すると市民一人一人の仕事でもある。したがって、ものごとの順序として、まず社会総体として「環境を整えるための体制」がなければいけない。その体制のもとでの実行手段のひとつとして公共事業がある、というのが本来の姿であろう。そういった「体制づくり」に関するベーシックな議論を、私はここで展開してみたいと考えている。主張の要点は、副題にある「公私混同の薦め」である。

* 本研究小委員会は、建設省が土木学会に委託した同名の研究業務に伴い、平成4年度から平成6年度まで設置された。

** 東京工業大学大学院総合理工学研究科環境物理工学専攻

Department of Environmental Physics and Engineering, Interdisciplinary Graduate School of Science and Engineering, Tokyo Institute of Technology

2. 「公」と「私」

2. 1 あるテレビ漫画から

日曜日に子供達とテレビを見ていたら、なかなか面白い番組に出会った。「つよし、しっかりしなさい」というタイトルの連続番組で、大要以下のような話であった。（細部はうろおぼえだが、……）

ある町に大きな空き地があり、真ん中に桜の老木が生えていた。その先の地主さんは、昔からこの空き地を町の人達に解放していたので、町の人達の多くは、子供の頃にそこで遊んだ思い出がある。また、毎年、桜の花が咲く頃には、町内会の花見大会が催されるのが恒例になっていた。ところが今年になって、空き地の周囲に柵が巡らされ、「立ち入り禁止」の看板が立てられた。この土地の新しい地主（先代の地主の息子で青年実業家：いつでもスーツを着ている）が、マンションの建設を計画したのである。

町の人達は、突然のことに驚き、怒り、青年実業家に談判したが、どうにもならない。そこは彼の「所有地」だからだ。そのうち建築業者が測量にやってきて、多少のトラブルが発生したりした。桜の花が咲き始めると、町の人達のイライラは次第に押さえ難くなってきた。何十年も続けてきた楽しい行事が、今年からできなくなってしまうのだから。多くの人の思い出の空き地が、突然なくなってしまうのだから。現実の話なら「あの人の土地なのだから仕方ない」とあきらめる人が多いだろうが、そこは漫画だから、理屈よりも人々の気持ちがストレートに現れる。

ここで“つよし”が問題の解決に乗り出すのだが、その経過は次のようであった。まず、今年だけは柵の中で花見をやらせてもらうことにして、町内会に準備を進めさせる。その間に青年実業家を花見会場に連れてくる。そして、今回の花見が、長年この空き地を解放してもらったことへの感謝の会を兼ねていると説明する。青年実業家が花見の席に着くと、町の人達は口々に感謝の気持ちを述べ、それから、この空き地における自分達の思い出を語る。すると青年実業家の気持ちに微妙な変化が生じる。実は彼も子供の頃に、父親（先代の地主）とここで遊んだ思い出があるのだ。それが心の中に蘇ってくる。町の人達と自分とは、ある意味では共通の基盤の上に立っているのだ。

しかし、もちろん、これだけでマンション建設が中止になることはなかった。最後に漫画らしい事件が起きて、これを町民と青年実業家が協力して解決することにより、みんなの気持ちがひとつになって、マンション建設は取りやめになる。そして、青年実業家は、この空き地を従来通り、町の共有財産として使用することを認めるのである。このことを多少理屈っぽく言えば、「自分の所有する土地が、歴史の中で公共的性格を強く持っていること」を認識したのである。

2. 2 実態と権利

さて、この空き地と桜の木は、私物であろうか公共物であろうか。私は、どちらとも言えないと思う。登記上は私物なのだが、公共的にしか使用されることがない土地。だから「半ば私物で半ば公共物」の土地、とでも言う他はない。法律的には奇妙な存在かも知れないが、しかし「実態」として確かにそうであるのだ。このことを説明するために、「実態に即して発生する権利」について考察したい。

世の中には借地権というものがある。他人の土地を長い間借りていると、その土地の所有権の6割とか7割に相当する大きな権利を獲得できる。「長く住んでいる」という実態が権利を生むのだ。

法律の条文にどのような理屈が書かれてあるのか、私は知らない。しかし、そのような権利を設定する必要性が、社会の実態の中に存在しているからこそ、法制化されたに違いないであろう。すなわち、「実態」に合わせて権利は発生する。考えてみれば、これは当然のことだ。「権利」という（人間が考え出した）抽象概念は、世の中に実態として存在する諸関係を整理するために考え出されたものなのであるから。

同じ様に、実態を重視した権利として、「慣行水利権」とか「漁業権」がある。漁業権などはたいそう不思議な権利で、魚は大昔から自由に産卵し自由に繁殖しているのだから、それに対して特定の人達が自ずと権利を持つはずはない。しかし、漁で生計を立てている人達が、その他の人達より、その魚に歴史的に深い関わりを持っているという実態に基づいて権利というものを考えれば、漁業権の意味を自然に理解できる

であろう。

さて、私はここで法律論議を展開するつもりはない。要するに、権利とは世の中の実態を整理するための「社会的手続き」だということを言いたいのである。ある実態が長い間継続していれば、社会として、そこに権利を設定する。他人の土地でも、そこに長く暮らしていれば、権利を持つことになる。また、公共用地を長い間占有していると、そこに何がしかの私権が発生する。これはよくあることだ。したがってその逆（私有地を長く公共的に使用した場合の措置）があってもいいわけで、それが前述した漫画のストーリーなのである。

それでは、権利として表現される「世の中の実態」とは何であろうか。所有権という人為的な概念を排除して実態だけを見つめた場合、モノAがヒトBのものかどうかは、BがAにどのように深く関わっているかによって判断する他はあるまい。もしヒトBしか関わりを持っていないのであれば、モノAはヒトBの所有に帰すると判断してよかろう。また、ヒトBとヒトCが同じようにモノAに関わっていれば、二人の共同所有ということになる。また、大勢のヒトが同じように関わっているのなら公共物ということになる。

しかし実態は変動する。ヒトBのものであるモノAを、ヒトCが強奪することもあるだろう。これでは世の中が不安定で困る。そこで、いつのころからか、「今までの実態から見て、モノAはヒトBのものである」ということを社会的に認知し、実態の変動を制御するようになった。これが所有権の始まりである。その際、モノAに関わりを持っている人がヒトBだけである場合は問題ない。しかし、ヒトBが80%ぐらいの関わりを持っているけれども、残りの20%は不特定多数のヒトが関わっているような場合もあったろう。その場合、80%ぐらいはヒトBの私物であるけれども20%ぐらいは公共物ということになる。しかし、実際はそんなややこしい登記はできないし、世の中の治まりも良くない。そこで、そのような場合は、ひとまず「近似的に」Bの所有とするけれども、「本当は」モノAの20%は社会のものであり、それをヒトBは信託されているのである。したがって、ヒトBは、モノAのうちの20%の取扱いについて、社会的責任を負うのである。それをここでは「半ば私的で半ば公共的なもの」と呼ぶことにする。

2. 3 半ば私的で半ば公共的なもの

そういう目で世の中を見渡せば、「半ば私的で半ば公共的なもの」が、たくさん見えてくる。また、その部分的公共性に付帯する社会的責任も見えてくる。いくつか例をあげてみよう。

- ① 個人の住宅や庭は、ほとんど個人の物だが、しかし町並み景観という意味では多少公共的な性格を持っている。欧米では街路に面した庭をきれいに保つ義務が科せられているらしい。芝刈をやらなくてボサボサにしておくと、村八分にされることもあるようだ。（自分はボサボサの自然な草が好きだと言ってもダメである。）
- ② 閑静な住宅地にワンルームマンションの建設が予定されると、反対運動が起きて建設できなくなることがある。また、暴力団は、正規の手続きを踏んで事務所を構えても追い出されることがある。このように、自分の不動産であっても、完全に自由にできるわけではない。なぜ自由でないのか。それは、その土地が所有者以外の多数の人とも少しづつ関わり合いがあるからであろう。すなわち、私有地といえども、わずかながら公共的な性格を持っている。したがって、周囲に著しい不都合を生じるような使い方は許されないのだ。
- ③ 山林はいろいろな機能を持っている。降水を土壤に貯留し、水源地の役割を果たすとともに、山地の崩壊を防いでいる。また、多くの生物の生活の場をつくっている。そして、山林という物体が個人の所有であったとしても、山林が有する機能は必ずしも個人の持ち物ではない。なぜなら、水源地としての機能は、下流の人々の生活に関わっているからである。また、山林がつくる自然環境が、生物全体社会に関わっているからである。この意味で、山林は公共的な性格を持っている。したがって、山林を良好な状態に保つことが、持ち主の義務であると言えるのだ。
- ④ 金は天下のまわり物という。金はまわるから価値がある。どこをまわるかといえば、経済システムと

いう公共の仕組みをまわるのである。したがって、金に価値を与えているのは公共の仕組みであり、だから金には公共性がある。さて、ある商人が大金を持っていて、それをどこかに投資する場合、投資先によっては、公共の仕組みをとおして、世間に大きな動揺を与えるかもしれない。だから、大金を使う場合には、金銭の公共性というものを考えなくてはいけない。そういう義務が生じるのだ。

- ⑤ 私の机が痛んできたので、これを捨てて新しい机を買うことにしたとする。古い机は公共のごみ処理場のお世話になり、（わずかだろうが）埋め立て地の寿命を縮めるであろう。また、新しい机は、森林という公共性の高いものを（わずかだろうが）切り出して作られる。つまり、私が机を取り替えるという行為は、公共的な部分に影響を及ぼす。だから、私が公德心の厚い人間なら、机をなるべく取り替えずに、でもいいように、できるだけ大切に使用しなければいけない。そういう公共的な義務を感じることになる。すると、私の机は、90%ぐらいは私のものだが、10%ぐらいは公共的存在と考えられなくもないのである。

このように考えていくと、完全な私物などは世の中に存在しないように思えてくるであろう。実は私はそう考えているのだ。いかなるものにも何がしかの公共性がある。そしてそれは何がしかの義務（公共への配慮）を伴う。だから、物をたくさん持っていれば、それだけたくさんの義務を負うことになる。

以上は、私物でも公共性を備えているという例だが、これとは逆に、法的には公共物であっても私物的な性格を備えているものもある。前述の言い回しをすれば、多くのヒトがモノAに関わりを持っているなら、モノAは公共物に指定されるが、しかし、その中でヒトBが特に関わりが深い場合（例えば20%ぐらい）もあるだろう。その場合、モノAは、公共物ではあるがヒトBの私物に近い性格も合わせ持っていると言える。また、ヒトBという個人でなくとも、ある特定の集団が深い関わりを持っている場合には、完全な公共物と言えないであろう。例をあげてみよう。

- ⑥ 道路はたいてい公共物だが、細い露地ともなれば、かなり私物に近い。東京の下町では、昼の間は露地に植木を並べておいたり、夕方にはベンチを出して夕涼みをしたりする。そこへ”ストレンジャー”が車を乗り入れると、「人の領分に何しに來た」という顔をされる。ストレンジャーは「公道に私物を出すのがよくない」と思うかもしれない。しかし、それは必ずしも「よくないこと」ではないと思う。比較的狭い道路は、そこを通る人のほとんどが近所の人だけであって、その人達が圧倒的に深い関わりを持っている。つまり、元来が私物に近いものと考えべきなのである。だから、ある程度自由にしているのだ。したがってまた、そこを清浄に保つのは、その住人の仕事であって、毎朝そうじをして水を打つのが自然な姿である。ときどきドブさらいをするのも、「自分の持ち物の手入れ」をするのと同様の、ごく自然な行為と見るべきである。

- ⑦ 河川は公共物ということになっているが、しかし北海道の河川が氾濫しても九州の人達は関係ないし、九州の河川で水資源開発をしても北海道の人達は使えない。また、河川環境整備をしても、その近くに住む人達しか恩恵を受けない。このように、公共物といっても、ある限定された人々とはしか関わりを持っていないことが多い。以前は、用水組合や水防組合といった「関わりを持っている人達のつくる”団体”」が、河川についての責任を負い、権限も持っていた。もちろん、これらの団体は公共的性格を強く持っていたが、しかし国や県といった完全に公共的な”組織”とは異なる。河川は、そういう限定された集団の私物的性格を帯びていたのである。

このように考えてみると、完全な公共物もまた、存在しようがないように思えてくるであろう。それが世の中の実態である。だから、「公」と「私」の混合状態こそ自然な状態だ、というのが私の意見なのである。その混じり方は様々である。かなり公共的なものから、かなり私物的なものまで、スペクトルの幅は広い。しかし「100%公共」、「100%私物」というのはありえないと私は考えている。

実は、この公私の混じり合いの中に、環境保全の基本がある。このことを次に述べたいと思う。

3. 環境保全の基本

3. 1 環境の共有性

全てのものに何がしかの公共性が付着している。個人の住宅であっても、町並み景観という観点からすると、公共的な要素を持っている。個人所有の山林であっても、水源地としての機能は公共的である。個人の所持金であっても、その使い道が世の中に与える影響を考えれば、公共性というものを意識せざるをえない。

このような公共性の集積が「環境」を構成しているのである。

どのようなものでも、何かしら周囲と”交渉（関わり）”を持っているゆえに、自分本位に存在することはできない。それが前述の”部分的公共性”であり、そういう”交渉の連鎖”が環境の実態なのである。

したがって、環境は共有物である。地域環境は、その地域に住む人達が共有するものである。自然環境は、人間も含めた生物全体が共有するものである。国際環境は、国々が共有するものである。そして地球環境は、太古から現在そして未来の全生物が共有するものである。ここで用いる共有という言葉が、共同所有権というような社会制度的意味ではなく、「独占的でない」という素朴な内容であることを、特にことわる必要はないであろう。

さて、前節で述べたように、実在するあらゆるものに公共性が備わっている。ゆえに、あらゆるものは「独占的でない」。極言すれば”自分自身”もまた独占的でありえない。自分が他者と交渉を持つ限り、自分は他者の環境の一部なのだ。このことは、自然生態系を見れば明らかであろう。生態系の基本は食物連鎖だから、食われるべきものが食われなければ生態系は成り立たない。食われるべき種の何%かは、食われるべく運命づけられている。したがって、食われるべきものの身体の何%かは、生きているうちから、自分のものではないのだ。人間もまた同様である。”自分自身”は100%自分のものではありえない。何%かは両親のものであり、家族のものであり、恋人の者であり、友人のものであり、会社のものであり、自分が所属する社会のものである。人間の一生は、それらの者のためにも費やされるはずのものである。

このように、自分自身すら100%自分のものとは言えないのだから、その他の事物も当然そうなのである。ある物に対して法律的所有権を有するからといって、それを全く自由にしてよいということにはならない。これが前述した環境の共有性ということの意味なのである。環境の共有性は、所有権とか公共物とかいう概念を人間が考え出す以前から、実態として存在し続けていたのである。

3. 2 公私混同がもたらす環境保全

環境とは、あらゆるものに付着する公共性の集積である。したがって、そういった公共性を意識するところから環境保全が始まる。自分の所有する家が町並み景観の一部を構成しているという意識。自分の所有する山林が、下流平野への水源地として機能しているという意識、また生物の棲み場になっているという意識。自分の畑で取れる作物が、自分の労働だけでなく、大気と水という公共物の消費によって生まれてきたという意識。自分の所有するお金が、自分の労働だけでなく、社会の経済循環のおかげで今ここにある、という意識。要するに、自分の所有物に関わりを持っているのは自分だけではない、という意識。あるいは、自分の所有物も環境の一部を成しているという意識。そこから、本当の意味の環境保全の行動が生まれると私は思う。

しかしまた、あらゆる物には「私物性」も備わっている。前述したように、公共の道路といっても、それを利用するのが主にその近くに住んでいる人達だけであるなら、”その人達の私物”に近い性格を持っている。公園にしても河川にしても、関わりの深い人達とそうでない人達がいる以上、完全に公共的ではありえない。そしてこの「私物性」もまた、環境保全を行う上で重要な役割を果たすのである。

例えば、自分の家の前の道を毎朝掃除するのは、ひと昔前は常識であった。その道が自分の法律的所有物でなくとも掃除をする。この行為は、ボランティアとは全然違う。自分の家の前の道は、自分が一番使うのだから、自分の持ち物に近い性格を持っているのである。だからそこを清浄に保つのは当然のことなのだ。

しかし、道路が広げられ交通量が増え、見ず知らずの人が往来し、時にはタバコの吸いながら捨てられる、というようになると、その道路の私物性は薄れてくる。すると、その家の人は掃除をしなくなる。自分のものでもないのに、どうして掃除をする必要があらうか。

聞くとところによると、最近、河川敷などの公共用地へのゴミの不法投棄がひどいそうだ。「公共物はみんなのものだから大切にしましょう」と教えられるのだが、しかし現実には、公共物ほど粗末にされる。「100%公共」ということにしてしまうと、(みんなのものというより) 誰のものでもないという意識を生むからであろう。だから遠慮ということがなくなる。「税金を使って掃除すればよい」と、“たいして税金を払っていない人”も言うようになる。「私物性」を全く否定してしまうと環境は破壊されていくのだ。「ここは自分のテリトリーである」という意識が、環境保全の行動を誘起するのである。また、「ここは誰かのテリトリーである」という意識が、不用意な環境破壊にブレーキをかけるのである。

結局、公共物の中に自分のテリトリー(私物性)を見いだしたり、反対に、自分の所有物の中に公共性を感じたりすることによって、自分と環境との関わりをつかむ。その関わりの中で環境保全の行動が生まれるのである。そのような「関わりの意識」を育てることこそ、環境を整備し保全する上で大切なものである。

4. おわりに・・・環境教育について

ところで近年、「環境教育」という言葉がよく聞かれるようになってきた。環境問題としてくくられる一群の現象は、そのおおもとを探ると、現代社会の豊かで快適な暮らしと、それを支える産業・経済活動のあり方に帰着する。それゆえ、市民一人一人が自分の暮らしと環境の関係を振り返り、環境に配慮した暮らしを志向することが、環境問題を解決ないし防止する上で不可欠である、という指摘が多くの人によってなされている。環境教育という言葉は、そのような“人づくり”の作業の総称として用いられている。

私は、たまたま、宮城県塩竈市の小学校で環境教育の授業に関わる機会を得、小学校における環境教育の現状を調べたことがあるが、その具体的内容は、実に様々であった。例えば、自然観察、動物の飼育、植物栽培のような理科的なもの、廃油からの石鹼づくり、廃棄物を用いた工作などの家庭科・技術科的なもの、町の交通事情の観察など社会科的なもの、あるいは世界の森林破壊の現状説明などなど。どれもそれなりに面白く意義のある授業ではあるが、しかし7行上にで記した事項をどの程度実感させられるかは疑問であると私は思った。そこで私自身が環境教育授業に関わるにあたり、「環境教育の核心」について独自に考察したことが、本論文の主題である「公私混同の理論」のベースとなった。

そこで、塩竈市での環境教育では、治水事業と水資源開発事業という「公共土木事業」を題材にしたのである。公共土木事業というと、マスコミなどではあまりよいイメージで伝えられておらず、時には環境破壊の元凶のように言われることもある。しかし、公共事業が行われる以上、そこに何らかの「公の問題」が存在し、その原因を突き詰めていくと、多くの場合、市民一人一人の暮らしと深い関わりを持っている。その関わりを説明することにより、「公と私の関連の意識」を芽生えさせることができるのではないかと考えたのである。この授業は、今のところ、生徒にも担任の先生方にも好評で¹⁾、今後も続けられる見込みである。

塩竈の事例の適否はさておき、個人主義的傾向がさらに強まる今日、「環境という公共物」の保全をはかるための社会的体制を整える上で、何らかの新しい教育と、それを支える理論的枠組みを作り上げる必要があると考えられる。そのような試みとして、本論文で、公私混同の理論を展開してみた次第である。

参考文献：

- 1) 石川忠晴、細井俊一：小学校環境教育の実施方法と効果測定に関する研究 ― 塩竈の事例 ― 、環境システム研究、Vol. 22、pp. 323-332、1994。